

実践キャリア実務士 資格のガイドライン
(A 本協会の資格改革の考え方編) 新旧対照表

改正後	現 行
<p>1. 本ガイドラインの位置づけ (略)</p> <p>(2) <u>到達目標達成度評価制度は選択制とすること</u> <u>当分の間 (ア) と (イ) の 2 種類のパターンの何れかを選択して申請できることにした。</u> <u>(ア) ー協会が定める「到達目標達成度評価表」を導入する。(注)</u> <u>(イ) ー協会が定める「到達目標達成度評価表」を導入しない。</u> <u>(注) 資格のガイドライン (C 到達目標達成度評価制度導入編) の到達目標達成度評価制度の運用のしかたを参照のこと。評価制度を導入する場合の資格認定は、資格教育課程における単位修得結果と到達目標達成度評価結果をあわせて行う。</u></p> <p>(略)</p>	<p>1. 本ガイドラインの位置づけ (略)</p> <p>(2) <u>「実践キャリア実務士」の場合は到達目標達成度評価制度を前提におくこと (注1)</u> <u>評価表は 2 種類のパターンの何れかを選択して申請できることにした。</u> <u>(ア) ー協会が定める「到達目標達成度評価表」で運用する。(注2)</u> <u>(イ) ー会員校独自の「到達目標達成度評価表」で運用する。(注3)</u> <u>注1: 「実践キャリア実務士」以外の資格においては、到達目標達成度評価制度の導入は選択制としている。</u> <u>注2: 資格のガイドライン (C 到達目標達成度評価制度導入編) の到達目標達成度評価制度の運用のしかたを参照のこと。</u> <u>注3: 会員校が独自に開発した到達目標評価表 (ルーブリック) を協会に提出する。</u> <u>なお、注2、注3のいずれの場合も、資格教育課程における単位修得結果と到達目標達成度評価結果をあわせて資格認定を行う。</u></p> <p>(略)</p>